

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部障害のある学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（令和6年5文科初第1788号）、本学諸規程等（以下「法等」という。）に基づき、四天王寺大学、及び四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）が心身の機能に障害のある者（以下「障害のある学生」という。）を受け入れ、障害のある学生が他の者と平等に教育等を受ける権利を行使できる環境の構築及び円滑に合理的配慮を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規則における「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（本学に在籍する学生のほかに、国内外の協定校等の学生や留学生、科目等履修生、聴講生、研究生、本学を受験する者、オープンカレッジの利用者等）をいう。
- (2) この規則における「社会的障壁」とは、障害のある学生にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) この規則における「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有又は行使することを確保するために必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- (4) この規則における「教育研究」とは、入学（オープンキャンパス・進学説明会等、入学試験を含む）、学籍異動、卒業・修了、履修・授業・成績評価、課外授業、学校行事、課外活動への参加、就職活動等の教育研究に関する全ての事項をいう。
- (5) この規則における「教職員等」とは、本学の教職員及び本学の業務活動に従事する者をいう。
- (6) この規則における「部局」とは、本学の事務局及び学則に規定する附属施設（仏教文化研究所を除く。）をいう。

(障害を理由とする差別の禁止)

第3条 教職員等は、その本来業務を行うに当たり、正当な理由なく、障害を理由として、障害がない学生と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の実施)

第4条 教職員等は、その業務を行うに当たり、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う過重な負担がないときは合理的配慮を実施しなければならない。

- 2 前項に規定する過重な負担に該当するかどうかの判断は、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、障害のある学生個々の事案ごとに、社会的障壁の除去による本学の業務への影響や実現可能性の程度等を考慮し、組織的に客観的かつ総合的に判断するものとする。

(教育研究等における支援の申請)

第5条 障害のある学生が教育研究等における合理的配慮を希望した場合、この規則により合理的配慮提供等の支援（以下「支援」という。）を行う。

- 2 教育研究における支援の申請は、障害のある学生自らが本学所定の申請書（以下「申請書」という。）にて行うことを原則とし、入学前はアドミッションセンターが、入学後は学生支援センターがその受付等を行う。
- 3 前項の申請書を受理した部局は、障害のある学生が入学を希望又は所属する学科（専攻・コース）、研究科（以下「所属学科等」という。）の長や学生支援委員又は担任等の教員（以下「教員」という。）に速やかに報告し、支援を始めるものとする。

(教育研究における支援のための情報収集)

第6条 前条の支援内容や方法検討等のために、保護者・保証人や出身学校関係者、主治医などの障害のある学生本人以外の者に情報収集をする必要が生じた場合は、当該学生の上で得た上で行うものとする。

- 2 前項の情報収集の実施については、入学前はアドミッションセンターが、入学後は障害のある学生の所属学科等が原則行うものとする。なお、必要に応じて学校医・学生相談室カウンセラー等の専門スタッフ（以下「専門スタッフ」という。）及び学生支援センター等の当該学生の支援に関係する部局の者等に協力を求めることができる。

(教育研究における支援方針の決定及び 支援体制)

第7条 支援に関する方針等については、障害のある学生の所属学科等の教員及びアドミッションセンター、学生支援センター等の支援に関係する部局や専門スタッフ等（以下「支援関係者」という。）と障害のある学生との建設的な対話により、当該学生の要望を踏まえた調整を行う。

- 2 前項に基づき、障害のある学生の求める支援が教育研究における合理的配慮の場合は、その妥当性などについて、所属学科等での協議（以下「学科協議」という。）及び、支援関係者から必要な人員を学生支援センター長が召集して構成する学生支援小委員会（以下「ケース会議」という。）において協議し、その結果について当該学生と合意の形成をした上で、所属学科等の長が支援方針を決定する。
- 3 同一の障害のある学生より、学期を継続して教育研究における合理的配慮の求めがあったときは、支援関係者は当該学生に聞き取りを行い、求める支援内容が前学期と変わりがなければ、他の支援関係者への報告又はメール審議等により、学科協議やケース会議を省略して支援を継続することができる。
- 4 支援については、入学前はアドミッションセンターが、入学後は所属学科等が実施し、必要に応じて学生支援センター等の支援に関係する部局及び専門スタッフ等と協働して行うものとする。
- 5 障害のある学生からの合理的配慮の求めを個別・具体的に検討し、総合的・客観的に見て過重な負担になる又は合理的配慮に該当しないと判断したときは、当該学生と建設的対話を通じて相互理解を図るとともに、代替措置の選択や教育的配慮も含めた対応を柔軟に検討する。

(個人情報の取扱い及び守秘義務)

第8条 支援関係者及び教職員等が障害のある学生の個人情報を他者に開示する際は、当該学生に事前に許可を得るとともに、必要最低限の内容とすることとする。また、正当な理由なく、障害のある学生の支援に関して知りえた個人情報を一切漏洩してはならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、本学教職員の対応要領、教育研究における支援、その他障害のある学生の支援に関して必要な事項は別に定める。

(所管)

第10条 この規則は学生支援課が所管する。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。